第二号様式記載上の注意㊽に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊽ｄ(a)中「監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の２第１項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等（公認会計士法第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。以下この様式及び第八号様式において同じ。）又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の２第２項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、同様式記載上の注意㊽ｄ(c)及び㊽ｄ(f)ⅳ中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と、同様式記載上の注意㊽ｄ(f)ⅰ中「第２条第１項に規定する業務」とあるのは「第２条第１項に規定する業務（外国監査法人等にあっては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意㊽ｄ(f)ⅱ中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と読み替えるものとする。

㊾　役員の報酬等

第二号様式記載上の注意㊼に準じて記載すること。

㊿　株式の保有状況

第二号様式記載上の注意㊿に準じて記載すること。

(51)　［略］

(52)　財務書類

ａ　［略］

ｂ　財務書類は、最近２事業年度（連結財務諸表規則第８条の３又は財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度））のもの（附属明細表については最近１事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近３事業年度の財務書類（附属明細表については最近１事業年度のもの）であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。

また、四半期報告書を提出する会社において、１年を１事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第５条の３又は四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報に準ずる情

第二号様式記載上の注意㊽に準じて記載すること。

㊾　監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意㊼に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊼ａ中「監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の２第１項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等（公認会計士法第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。以下この様式及び第八号様式において同じ。）又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の２第２項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第２条第１項に規定する業務」とあるのは「第２条第１項に規定する業務（外国監査法人等にあっては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意㊼ｂ中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、同様式記載上の注意㊼ｃ中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

［加える。］

㊿　［同左］

(51)　財務書類

ａ　［同左］

ｂ　財務書類は、最近２事業年度（連結財務諸表規則第８条の３又は財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度））のもの（附属明細表については最近１事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近３事業年度の財務書類（附属明細表については最近１事業年度のもの）であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。

また、四半期報告書を提出する会社において、１年を１事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第５条の３又は四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報に準ずる情